「建設業の許可票」の記入例

サイズの基準：縦 25cm 以上×横 35cm 以上（建設業法施行規則第 25 条）

掲示場所：公衆の見易い場所

掲示基準：現場で作業する~~下請業者を含む全ての~~建設業者

~~（ただし、下請業者の掲示期間は作業期間のみでよく、建設業の許可の無い業者（500 万円未満等の工事しか請負う事ができない小規模な業者など）の場合は、掲示義務は無い）~~

【資格名】
選任資格が指定免許等（施工管理技士、技術士、技術検定合格者など）の保有者による場合は、その名称を記入する。
（実務経験による資格者の場合は、無記入のままとする）

【専任の有無】
専任の場合は「専任」と記入し、そうでない場合は無記入のままとする。

≪参考≫
専任が必要となる工事
請負金額が 2,500 万円以上の工事（建築一式工事は 5,000 万円以上）の場合

どちらかを選ぶ。
（技術者が主任技術者の現場なら~~監理~~や「監理」の文字を白テープ等で隠すこと）

≪参考≫
監理技術者の選任について
下請金額の合計が 3,000 万円以上（建築工事は 4,500 万円以上）の場合に、主任技術者に替えて監理技術者の選任が

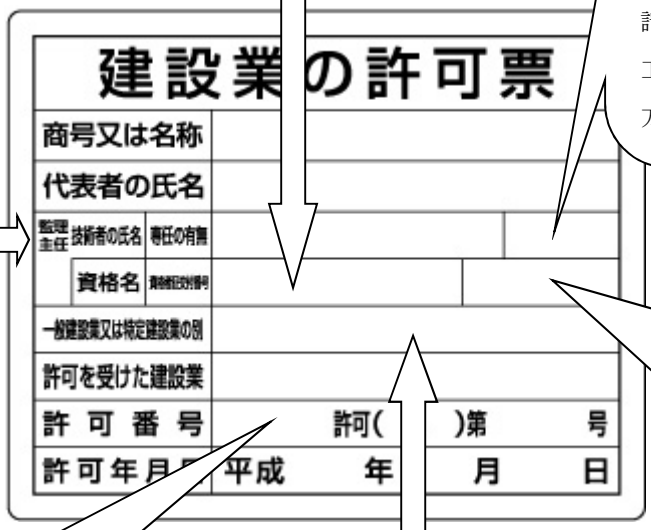

【資格者証交付番号】
監理技術者を選任した場合のみ、監理技術者証
の交付番号を記入し、それ以外は、無記入の

知事又は大臣のどちらかを記入する。

≪参考≫
知事許可、大臣許可の違い
１つの県内で仕事を行う場合は、知事許可でよく、２つ以上の県にまたがって仕事を行なう場合は、大臣許可が必要となる。

【一般建設業又は特定建設業の別】
一般建設業、特定建設業のどちらかを記入する。

≪参考≫
一般建設業許可、特定建設業許可の違い
一般建設業：発注者から請負った１件の工事の下請金額の合計が 3,000 万円未満（建築工事は 4,500 万円未満）に制限される。
特定建設業：発注者から請負った１件の工事の下請金額の合計が 3,000 万円以上（建築一式工事は 4,500 万円以上）の場合に、特定建設業の許可が必要となる。
※監理技術者を選任しなければならない現場は、特定建設業の許可業者でなくてはならない）